

6 地盤沈下

6. 地盤沈下

地盤沈下とは一般的に地表面の沈降現象と定義しています。

公害において地盤沈下を取り扱う場合、自然現象による沈下は含みません。

本市における一般的な地層は、表層部に関東ローム層があり、それ以深は大きく分けると、粘土層と砂層のサンドイッチになっています。砂層は主に水の通りがよく、私達が利用する井戸は、すべて砂層の水を採取しています。また、粘土層は水分が多量にありますが、一度水分を失うと、水がしみ込みにくいため補給は非常に困難です。

地下水は常に地表から補給されていますが、その補給量を上回る地下水を汲み上げると砂層の水だけでは対応しきれず、粘土層から絞り出されます。粘土層は絞り出た水のみだけ収縮され、それが地盤沈下となって現れます。また、沈下の現れる場所は広範囲にわたっており、その場所を予測することも難しいのです。このように人為的要因により広範囲な地域に沈下が生じることを、公害における地盤沈下といっています。

地盤沈下の原因としては次のようなものがあります。

- (1) 地下水の過剰な採取
- (2) 表層部分の自然圧密
- (3) 重量物による圧密

このうち、公害における地盤沈下は、(1)の地下水の過剰な採取によるものです。その背景としては、次のようなことがあげられます。

- ・地下水は良質、恒温の水であって容易に、しかも豊富に廉価に取得できること。
- ・生活水準の向上、各種産業の発展等により、水需要が増大したこと。
- ・近代的な深井戸さく井技術の発達により大量の深層地下水の採取が可能となったこと。
- ・膜処理など、水の浄化技術が向上し、地下水を利用しやすくなったこと。

(1) 地盤沈下観測

千葉県では、本市及び市民の協力のもとに市内の地盤沈下の状況を把握するため、昭和39年から水準点の設置を始め、平成30年は23ヶ所の水準点で測定しています。

平成25年～29年の経年地盤変動量を次に示します。

平成29年の測定結果で前年度と比較し最も沈下した水準点地点は、006-022（二ツ木）及びM-13（二ツ木）の-0.1mmでした。

水準測量地点



経年地盤変動量

標石 番号	所在地			変動量(mm/年間)				
	町名	番地	目 標	H25年 (25.1.1 ～ 26.1.1)	H26年 (26.1.1 ～ 27.1.1)	H27年 (27.1.1 ～ 28.1.1)	H28年 (28.1.1 ～ 29.1.1)	H29年 (29.1.1 ～ 30.1.1)
006 -021	馬橋	1879	国道6号線	-0.9	+3.8	-2.2	-1.2	+1.7
006 -022	二ツ木	1782 地先	〃	-1.1	+3.6	-0.8	-1.3	-0.1
3371	小山	815	(個人宅)	+0.4	+3.7	-1.2	-3.7	+3.9
10890	松戸	1457	松戸神社	-1.0	+3.8	-1.1	-2.1	+2.9
10892	馬橋弁天	2429	道路脇	-0.9	+3.5	-1.4	-1.2	+1.3
V	下矢切	193	(個人宅)	+0.4	+5.3	-1.9	-3.2	+5.9
M-1	松戸	1389 の1	松戸 市民会館	-3.2	+2.8	-3.4	-4.5	+1.3
M-7	小山	128	市立南部 小学校	-1.1	+4.3	+0.3	-3.3	+3.9
M-8	二十世紀が丘 美野里町	143	美野里公園	+0.8	+4.1	-3.0	-2.2	+3.1
M-9	岩瀬	220	胡録神社	-1.4	+5.1	-2.1	-1.6	+1.9
M-10	上本郷	2677	市立上本郷 第2小学校	+0.7	+2.9	-1.8	-1.3	+1.1
M-11	中和倉	590	松戸高等学校	+0.7	+2.3	-1.4	-1.7	+2.5
M-12	馬橋	2080	市立第3 中学校	-1.5	+4.0	-1.5	-1.3	+0.4
M-13	二ツ木	1668	上の台児童 公園	-2.3	+4.3	-2.0	-2.1	-0.1
M-14	幸谷	636	赤城神社	-1.2	+4.2	-1.0	-0.5	+1.2
M-15	横須賀1丁目	27	女体神社	-0.5	+4.2	-2.1	-1.7	+0.9
M-26	上本郷	594	松戸競輪場	-2.2	+6.2	-3.7	-1.6	+2.4

6. 地盤沈下

標石 番号	所在地							
	町名	番地	目 標	H25年 (25.1.1 ～ 26.1.1)	H26年 (26.1.1 ～ 27.1.1)	H27年 (27.1.1 ～ 28.1.1)	H28年 (28.1.1 ～ 29.1.1)	H29年 (29.1.1 ～ 30.1.1)
M-27	紙敷	1520	妙見神社	-0.4	+5.9	-3.7	-0.8	+3.6
M-28	紙敷	919	胡録神社	+1.0	+4.3	-3.8	-0.3	+6.0
M-31	初富飛地	3 の 1	県立松戸 国際高校	+1.2	+4.8	-1.9	-2.0	+3.7
M-33	常盤平2丁目	2 の 27	常盤平さくら 児童公園	+0.8	+6.1	-0.9	-1.4	+2.4
M-35	紙敷	953 の 4	松戸市東部ク リーンセンター	+0.4	+5.8	-4.4	-0.7	+5.4
M-36	金ヶ作	361	熊野神社	-0.3	+13.5	-1.4	-2.8	+1.5

(注釈) ・各測定地点データは、千葉県調査による。
 ・測定値は1月1日を基準日としている。

(2) 地盤沈下対策

地盤沈下対策としては、地下水の汲み上げを規制することが第一であり、地下水の汲み上げを法律で規制し、地下水の保全を図っています。

本市においては、下の表に示すように昭和47年から法令による規制を受けています。

揚水施設規制状況

規制法・条例	地域指定年月日	指定地域
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和49年8月1日	松戸市全域
工業用水法	昭和47年5月1日	同上
千葉県環境保全条例	昭和47年5月1日	同上

ア 建築物用地下水の採取の規制に関する法律【県許可】

(ア) 規制用途

冷房設備、水洗便所、暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が150 m²超）

(イ) 規制口径

揚水機の吐出口の断面積が6 cm²をこえるもの

イ 工業用水法【県許可】

(ア) 規制用途

工業・・・製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業

(イ) 規制口径

揚水機の吐出口の断面積が6 cm²をこえるもの

ウ 千葉県環境保全条例【市、県許可】

(ア) 規制用途（松戸市内の場合）

鉱業の用途、農業の用途、水道事業、簡易水道事業、専用水道又は小規模水道の用途、工業用水道事業の用途、開発区域面積が十ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途

(イ) 規制口径

揚水機の吐出口の断面積が6 cm²をこえるもの。

吐出口の断面積が21 cm²をこえるものは県許可。21 cm²以下のものは市許可。

県許可の場合でも、受付窓口は市になります。

(ウ) 許可井戸数(平成31年3月31日現在)

県許可井戸・・・24

市許可井戸・・・9

【Memo】